

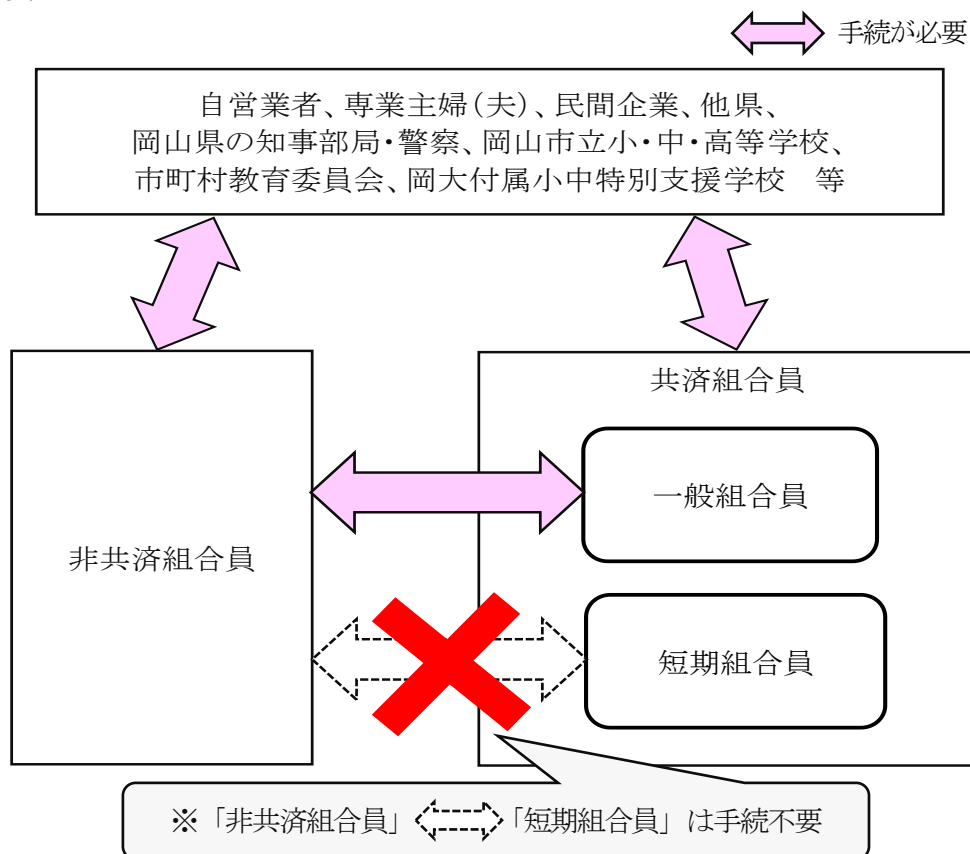
関係所属長 殿

岡山県教育庁福利課福利厚生班

人事異動等に係る個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱いについて

このことについて、人事異動や退職等により給与負担や公立学校共済組合員種別・資格に変更が生じる場合は、加入者自身において契約している運営管理機関（金融機関等）に連絡し、手続を行う必要がありますので、関係職員への周知をお願いします。

1 手続が必要な場合



2 手続内容

手続に必要な様式等は運営管理機関によって異なるため、各自で契約している運営管理機関へ連絡し、必要書類の確認及び取り寄せを行い、運営管理機関の指示に従って手続を行ってください。

なお、手続きの中で、事業主の証明が必要な場合がありますが、事業主は岡山県教育委員会（福利課）ですので、県費負担教職員にかかる事業主証明は当課で行います。各所属において証明するものではないためご注意ください。

事業主証明の依頼方法については、「個人型確定拠出年金（iDeCo）の申込に係る事業主の証明依頼について（令和3年8月27日付事務連絡）」を参照してください。

事業主の証明を当課に依頼する場合は、「基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書」の添付が必要です。共済組合員（一般・短期）と非共済組合員で様式が異なりますのでご注意ください。同意書様式は、おかやま教職員福利厚生ネット (<https://www.okayamafukurinet.jp/>) に掲載しています。

3 その他注意事項

当課では、岡山県費負担教職員の事業主証明のみ行っております。県費負担以外の教職員（岡山市教育委員会所管の教職員（岡山市立の小・中・高等学校の教職員）や、その他の市町村費負担教職員等）については当課で証明できません。

また、年度途中での退職等や氏名・住所等の変更の場合にも、各自で運営管理機関へ届出を行ってください。

〈本件担当〉教育庁福利課福利厚生班
渡邊 086-226-7603